

「邦和みなとゴルフ プリペイドカード」の払戻しについて

平素は、邦和みなとゴルフをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

この度、旧店舗(2016年2月まで)で販売しておりました「有効期限の記載がないプリペイドカード(磁気カード)」について、令和8年9月30日で利用を終了させていただきます。つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しをいたします。対象のプリペイドカード(磁気カード)をお持ちのお客さまは、下記の払戻し期間内にお申し出いただき、手続きをしていただきますようお願いいたします。

1. 払戻し実施者

東邦ガス不動産開発株式会社

2. 対象となるカード

旧店舗(2016年2月7日まで)で販売された、有効期限の記載がないプリペイドカード
※未使用、または残額があるものに限りです。



3. 払戻し期間

令和8年10月1日(木)～令和9年1月31日(日)

9:00～20:00 (休業日、年末年始を除く)

但し、1月1日は休業、12月29日～1月3日は9:00～17:00までの時短営業

※この期間経過後は、本払戻し手続きから除外されますので、ご注意ください。

4. 払戻し申出および払戻し方法

〈邦和みなとゴルフ フロントの場合〉

邦和みなとゴルフのフロントで口頭にて受付いたします。プリペイドカードの残額を確認の上、現金で払戻しいたします。

〈郵送の場合〉

下記送付先へ、追跡可能なレターパックをご利用の上、送付をお願いいたします。その際、別紙「返金申込依頼書」に必要事項をご記入の上、必ず未使用または残額のあるプリペイドカードと一緒に送ってください。プリペイドカードの残額を確認の上、指定口座に送付費用と合わせて振込みさせていただきます。

※誠に勝手ながら上記払戻し期間以降は、受付できかねますのでご了承ください。

〈お問い合わせ先〉

〒455-0016

名古屋市港区河口町 1-48

東邦ガス不動産開発(株) 港事業部 邦和みなとゴルフ

TEL: 052-653-5200 〈9:00～20:00〉